# 意見募集(第2回)で出された意見と対応(案)

※ 明らかな誤字・脱字等は修正しています。

対応区分:1計画(案)に反映させる/2 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれている/3 今後の計画・取組等において参考にする/4 計画(案)に反映できない/5 その他(感想・質問)

#### 環境基本計画(案)全体に対して

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
1		計画全体	全体的なこと 広く網羅されていてよいと思いました。ただ、そのために優先順位がわかりにくく、緊急性を要するものがぼやけているように感じました。「やった方がよいこと」はたくさんありますが、すべてを同時に追うあまり、行政はパンクするでしょうし、「緊急課題への対応」が弱まりそうに思います。 SDGs ほか、全国的・国際的な努力目標は常識になりつつあるので、全体にシェイプアップして優先順位をつけ、軽井沢でしかできないことを目立たせ、軽井沢色を出した方がよいかと思います。 すべてを考えていますというのは、あらゆる方の立場を尊重し、聞こえはよいのですが、それぞれの目標を詰めていくと互いにバッティングするものがあり、行政面のご苦労も想像されますし、実現性が低くなるのを懸念します。	● 緊急性を要するもの、重 点的に取り組むべきもの については、計画案冒頭 の「Introduction」にまとめ ました。計画策定後は、 まずはこれらの取組を集 中的に実施したいと考え ています。	3
2		計画全体	計画案が膨大なため、分冊等の提起をさせていただきましたが、かえって混乱するという回答でした。納得しませんが、概要版は、是非作成してください。また、概要版についての意見募集はありますか。計画そのものは、HP 掲載ということですが、印刷物としては、希望者にはいただけますか。(補足)計画本文の中で、各項目に・現状と課題・現状に関するデータの解説、コラム欄があります。これらは、軽井沢だけに限らない環境問題全体の理解に非常に有益です。これらだけを別に作成することも環境教育の参考資料として使えるように思います。これも分冊を希望する理由の一つです。	す。環境基本計画本編 の抜粋であることから、意 見募集は行いません。ま た、希望者へ印刷物を配 布します。なお、ご提案 のありました、各項目の 現状と課題及びデータ	

### 第1章 計画の基本事項

#### ■1 基本的事項

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
3	10	(2) 計画の 位置付け	チャートの最下部に「環境基本計画に基づく施策・事業等」とありますが、これには条例の新設・改正、要綱の改正なども含まれるのでしょうか? 目標を決めてそれを目指していくのなら、ルール決めを通して行っていくしか無いと思うので、もしそうならそう書いた方が町民その他関係者に伝わると思いますが、いかがでしょうか?	この図では、そのような場合には環境基本計画を	
4	11	(3) 計画の 期間につ いて	自然環境の現状を考慮すると、やはり 10 年、見直し5 年は長すぎます。今年7月世界の平均気温は、過去最高を記録し、日本の8月も過去最高になる可能	●ご指摘のとおり、近年は 環境が急激に変化して います。しかしながら、環	

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			性があります。世界も軽井沢も急激に悪化している 自然環境は、毎年新たな対応が必要な事態が発生 する可能性が大きいと思います。国連のグテレス総 長も地球沸騰化時代になったと警告しています。数 十年前ならば、10年、5年も許容されたと思います が、現状では、毎年または、2年ごと程度の見直し は、必要ではないでしょうか。大きな変化があれば見 直すということは、現在の急激に悪化している環境問 題への危機意識が不足していると思います。何とか 工夫して短い見直し期間を設定するようにお願いし ます。	境保全のためには実行 が重要であるため、計画 を頻繁に見直すよりも、 毎年着実に実行する必 要があると考えていま す。まずは本計画におい て盛り込んだ取組を着実 に実施し、計画の見直し は定期的または状況に 応じて柔軟に実施いたし ます。	
5	11	(4) 計画の対象範囲	〈提案〉 11 ページ 計画の対象範囲「参加と連携」部分に「エシカル消費の普及」を追加 エシカル消費とは、「あるをつくす」といったごみの再資源化に限った消費行動ではない。注釈にもあるように「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと」。これを踏まえると、エシカル消費の項目は【5 参加と連携】のののはあたるのではないか。環境学習や環境教育の成果、様々な市民団体や企業の連携の成果が、現れる。未で、またのではないか。場合もの、銀光客の「エシカル消費」という消費行動に現れる。な食住、日常の様々な場面で今、エシカル消費の観点が重要となっている。着るもの、食べるもの、銀点が重要となっている。着るもの、選択が、まちのの観点が、まちのの選択が、まちのの選択が、まちのの選択が、まちのの環境を考えることにつながる。買い物は投票。そしてエシカル消費は我慢ではなく、楽しみである。【5 参加と連携による町全体での取組の推進】では、そんな認識がひろがるような政策が必要。町内でエシカル消費ができる環境を整える(お店やイベントなど)ことも行政の重要な役割。加えて、「エシカル消費」という言葉はその響きから、何か新しい視点・思想に基づいているようにといがあるがそうではない。長野県民が育んできた文化はもともと、エシカル消費を実践していたと感じる(特に食文化)。今の90代80代世代の方の価値観には、エシカル消費実践のヒントが多い。温故知新。町全体で、環境に配慮した文化を再構築できたら素晴らしいと思う。	● 当該のでは、一般いでは、一般いでは、につつでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	4
6	11	(4) 計画の 対象範囲		● (4)の計画の対象範囲と「現状と課題」が一致していない点について、(4)の表は「軽井沢町環境基本条例」に基づいており、一方で「現状と課題」は環境基礎調査結果に基づいて整理しています。このため、ご意見を踏まえ、記載内容を統一します。	1

第2章 望ましい環境像と実現のための取組

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
7	_	具体的な取組全体	前回(第1回意見照会)の回答では、各主体は対等なので主体的に取り組むべきということですが、取り組み方法を個別に記述されているところもあります。主体的に取り組むとしても具体的な例があれば、全く何の取組みをしないことを防ぐとともに、ヒントになり効果があると考えます。是非取組みの具体例を1例でも示すことができる項目については、記述して欲しいと思います。		4
8		具体的な取組全体	本計画を取り組むにあたり、事業者・町民等の関係者は、本計画以外の、条例等に準拠した行動によるという項目が多数あります。本計画以外の、条例等をその都度参考にしなくてはならないとすると現実には、まず実行される可能性はないように思います。要綱、県関係条例、県の各種運動など、別にそれらの条例等を準備し、内容を調べて初めて取組みの内容が分かるのです。出来る限り本計画だけで行動できるような計画に出来ないものでしょうか。この計画は、「基本計画」ですから、その位置づけから考えても、この計画が軽井沢の環境問題の一番原点になるものだと考えます。したがって、他の条例等を調べなくても本計画だけで対応できるようすることが計画を生かす方法だと思います。  ○参考にされている条例等:軽井沢町自然保護対策要綱、軽井沢景観育成ガイドライン、長野県屋外広告物条例、良好な生活環境の保全に関する条例、食べ残しを減らそう県民運動、長野県スマートムーブ運動、長野県家庭の省エネサポート運動、など。	●他の関連法令・計画等の内容を本計画上に記載することは、一カ所できるメリットがあることと、引用といった。 一大が改ったがあります。 一大が表別できるというがあります。 一大が表別できるというがあります。 一大があります。 一大があります。 できるとかがあります。 がよりったのることがあります。 できるとから、本計画を記載するにとどめます。	4

#### <1 緑豊かな高原保養都市の形成>

$\geq$		で 一の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	E 目 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
No. 9		<b>項目</b> 1 緑豊か な高原保		・建ペい率の制限強化は、既に"軽井沢町の自然保護対策要綱"に基づき、町の大部分を占める第一種低層住居専用地域で実施しています。法律を超えた制限は、建築主の理解があってこそ成り立つことであり、行政が一方的に財産権を侵害するこ	対応区分 4
				とはできないことから、 今後予定している「軽 井沢町の自然保護対 策要綱」見直しの際の 参考とさせていただき ます。	

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
10	25, 63	(2) 課題の解決に向けた取組の体系	都市計画区域内では、基本的に不動産としての売買、開発も進み、建設も増加するので、何も施策を打たないで2020年の100が2027年(4年後です)にも100で維持される可能性は、残念ながら著しく低いでしょう。要綱を守らせたとしてもです。ここからは税制の問題ですが、町では都市計画区域内の山林、原野、雑種地は、すべて原則、宅地並み課税をしています。これを建てる部分だけを宅地並み課税にし、残りの庭部分などについては、一定の植林、非伐採で森林を残すことを条件に減税することを検討されてはいかがでしょうか?基準作り、申請やチェックオペレーションに町のリソースは必要ですが、所有者も建設事業者に緑を残そうという経済インセンティブを持たせることが肝要かと思います。ご検討ください。	● 関係部局と情報を共有 するとともに、今後の施 策について研究・検討 していきます。	4
11	32	多様性の	〈生物多様性のために〉 「緑地・緑の景観=自然」という一辺倒な見方が散見 されます。緑化は自然保護・環境保全とは別のことですし、これまで通り町民の皆さんはやられると思います。ので、あえて言わなくてもよいのではないでしょうか。緑化・美化・景観重視は、環境保全と逆行することもあります。 32ページにある「…原風景である半自然草原の保全を悪めます」が最まなのは草原づくりです。緑化といえば森づくりと思われる人は多いですし、一様に森になれば、生態系の多性は失われますので、「草原づくり」「湿生草原の保全」の明記を望みます。 県内の市町村はおそらくみな同様な意識で、緑の豊かさ・緑化・森づくりを謳っているかと思いますが、そうした市町村が消失させていながら気づいていない「半自然草原を増やし保全する」ことこそ、差別化となります。長野県全体で失われつつある草原性動植物が見られる地域にすることで、魅力作りになると思います。原風景の再現?)。 p29の図は、バランスはよいのですが、他ページとの整合性は必ずしもとれていないようです。たとえば「厚25で、草原の村だった頃から残存する動植物が減少したと書かれているのに、p29の「1−1」には「草原」という言葉が入っていません。同じ図の「1−2 生物多様性の向上」>「③ 生物多様性の向上」は、重複して意味をなさないので、p29 を持性の向上」は、重複して意味をなさないので、なりまととまっるのがよいと思います。 p32で「『種の多様性』は文献調査で明らかとなった少様との向上」は、重複して意味をなさないので、すならに、またとえば、2010年まで軽井沢に2ケタいた世界的希少種が、2020年に0になりました(のからはなかなか増えません)。種が一ついなくなるのは、多様性の減少・損失です。そのスピードは加速していますし、せっかく明らかになった情報も、どんどん古くなっていますし、でご注意下さい。	れており、再を見しています。今後は、再生できる場所後、町できる場所である。今後では、一年では生物多様性がある。一般では生物の動植の、大きの動植の、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大き	

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			希少種に関しては、近隣地域ではどこに生息しているかを参考情報として把握すべきかと思います。それを		
12	32	②既存の 生態系の 保全	〈要望〉 環境保全における微生物のはたらきについて、環境 基本計画内で何かしらの位置づけはできないか。 目に見える生物多様性と異なり、微生物のはたらきは 目に見えない。見えないだけに、計画の中でその位置 づけをきちっと文章化しておかないと、人々の意識に その重要性が定着しないと感じる。 微生物のはたらきが重要だと思う理由は以下のとおり。 ↓↓↓ ◆自然環境 微生物の環境を整えることは、生物多様性を支える土 台。つまり、ネイチャーポジティブの考え方、NbS 的な 社会課題解決の仕組みにも大きく影響する。従って、	がら、本計画において 具体的な取組として扱 うことは難しいと考えて います。なお、別途作 成している"こども向け ハンドブック(仮称)"に	4

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			土壌微生物の環境に配慮した環境保全型農業の推進はかなり重要。 ◆生活環境 有用微生物を使った汚泥処理が一般的に行われている。 ◆資源循環 有用微生物を使った生ごみのたい肥化が一般的に行われている。 ◆脱炭素社会 有用微生物を使うことで、電力を使いすぎることなく生ごみたい肥化や汚泥処理が行われる。また耕さない農業、いわゆる不耕起栽培は環境保全型農業の特ない、②土壌中の二酸化炭素を放出しないというメリットがある。環境基本計画に微生物の役割の重要性を明記するとは、ゼロカーボン実現の近道と言える。 ◆参加と連携 微生物のはたらきを実感することは、町単位の大きな活でなくても各家庭や学校で可能である。家庭を発酵の場を数多く設定したり、取組を推進したりすることで、町民の環境に対する意識は大きく高まる。私たちは、無意識のうちに微生物のはたらきの恩恵を受けている。改めて微生物に着目し、まちづくりを受けている。改めて微生物に着目し、ままが大きて世代の関心が高い分野である。 町内には微生物の研究部門を持つ企業があるし、町内には微生物の研究部門を持つ企業があるし、町内には微生物の研究部門を持つ企業があるし、町内には微生物の研究部門を持つ企業があるし、町内には微生物の可能性は大きい。		
13	32		「生物多様性地域戦略の策定を検討します。」は、「策定します。」として欲しいです。	●生物多様性地域戦略 の策定を進めていきますが、策定にあたって は、動植物の現況調査 を実施するとともに先進 事例の収集、有識者を 招へいするなどし、、 町の状況に則した作成 方法の検討を行ってい きたいと考えています。	
14	30	に配慮し	表中、「生態系に配慮した設計・工法を開示し、採用」とありますが、これは町がそういう設計・工法のレファレンスモデルを作成して、業者に守らせる、という意味と取って良いですか? そうであると建築基準、規制の一項目であり、建設業界にはインパクトの大きい話と思います。どういう法令体系でこれを決め、守らせるのか、素案とスケジュールを書いて欲しいです。	●現段階では、設計・工 法について全面的になく、 入するのではなく、 用可能な範囲でいるで 用可能のではないで のではないで のではないで のではないで のではない でいます。 長州フーンイン を 大いと を 野は はは において において ががリーンイン を を を を を を を を を を を を を	

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
15	34	1-4 農地の保全	〈要望〉 ・現状分析の中で、農地面積の推移をグラフで示して欲しい。 ・現状分析の中で、慣行栽培圃場と有機栽培圃場の面積の割合を記載して欲しい。 ・指標には有機農家の割合、有機農業の取組面積の割合を、具体的な目標数値で明記して欲しい。 国は 2050 年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%へ拡大することを目指している。町レベルでも、この目標値を意識して計画策定すべきと考える。今回の環境基本計画案の中では、有機 JAS だけでなく「環境保全型農業の推進」も追記されてよかった。しかし、新規就農者の数だけを目標数値にするのでは不十分と感じる。環境保全の観点から、新規就農者のうち一定の割合が有機農業に取り組む農家であることが望ましいし、慣行農家が一部圃場を有機に転換する支援に力を入れる姿勢も示していただきたい。	移はデータとして存在 していますが、慣行栽 培ほ場と有機栽培圃場 の面積割合については 把握しておりません。農	1

### <2 安心して暮らせる清らかな環境の維持・向上>

			青らかな環境の維持・同上> 		
No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
16	40	①樹木の保全と管理	民有宅地に設定されている旧軽井沢森地区建築協定と旧軽井沢5地区の景観育成住民協定の、住居地域、商業地域を除く協定参加区画(つまり保養地域のみ)には、自然公園法規定の第二種か第三種の特別地域指定(上信越高原国立公園)をしてもらえないか、環境省および県と協議し、協定参加区画(協定地域内に指定はされているが不賛同の区画は除く)において、木竹の伐採を許可制にすることを提案します。協定参加区画は地区的に不連続であることは知っていますが、部分的にでも木竹の伐採に制約がかかるという点において、民有宅地内の緑地減少に歯止めがかかる効果が期待できます。	●自然公園法施行規則において、"宅地の木 竹を伐採すること"は、 許可または届出をあることが可または届出をいる。 とから、緑化に関しては、まず「軽井沢町の自然保護対策要綱」の 啓発と必要な見直しや 改定を行っていきたいと考えています。	4
17	40	①樹木の保全と管理	自然保護、地球温暖化対策の観点から一般に樹木の 伐採には、概して慎重になる傾向があることは理解できます。一方、樹木が繁茂しすぎて、これが建物や道 路に架かっている場合、強風や雨の影響で枝木が落 ちて建物を傷め、場合により人身事故の原因にもなっ ています。先日も私の近くで落木で車のフロントガラス が割れるという事故がありました。またナラ枯れ病など の影響で都会では危険防止のために根元から伐る動きもあります。 軽井沢町でも民地、公地を問わずナラ枯れ病等の影響がどのように発生しているかを調査し、適切な対策 を町民に公報することを期待します。樹木保護と安全 のための伐採はバランスのとれた広報が大切だと考え ます。	●樹木については、、管理 が行き届いていないでは、、管理 が行き届いていな地を が行きる危険性をでいるです。 ではいているでである。 を対しているででである。 ではいているででである。 ではいるではないではいるでは、 ではいるではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 を生いるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいるではいる。 ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる	2
18	40, 48	①樹木の 保全と管 理/②緑 化の推進	樹木・緑化 町民向けの「環境意識アンケート」では質問に「木が大きくなりすぎて困る」という項目(○を付ける)はあったが、「樹木が多く伐採されている」「皆伐する開発が多い」など樹木保護に関する項目がないのは偏っている	●ご意見のアンケートについて、町民及び別荘 所有者向けでは同じ設 間の中に「隣地や近隣 で必要以上の伐採が	2

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			と思います。2022 年に行った環境意識調査のアンケートでは、気になることは何ですかという質問に「住宅や別荘等の開発に伴う樹木の伐採」と答えた人が町民では半数以上、別荘民では約7割にのぼっているのに、樹木保護の項目が無いのは不自然。当然、この樹木・緑化の項目には「木が大きくなりすぎていること」だけではなく「開発による樹木の伐採」を入れるべきです。課題の部分に「軽井沢町の自然保護対策要綱」の確実な遵守の部分昭和47年に発布してから50年以上経ています。当時は別荘地として書かなくても分かっていたこと(暗黙のルール)も、今は書いてないと理解できない移住者や開発業者が多くなっています。遵守と言うだけでは守り切れない現状を何とかするためには、時間がかかっても罰則のある条例などに替えていく必要があります。要綱の方が厳しいと言う意見もありますが、守られないのでは意味がありません。「行政の取り組み」にも「各主体に期待される取り組み」にも緑化が入っていないのは軽井沢の環境計画として不完全です。CO2、光合成の働きは地球温暖化の問題で落とすわけにはいきません。光合成による緑の葉の働きで CO2 が吸収され酸素が生み出されることは中学生でもわかることです。木が新しい、古いということでなく、葉の大きさや数によって吸収する量が変わります。軽井沢の緑を増やすことはこのエネルギー自給率の中に入れることが自然豊かな軽井沢らしい環境計画になるのではないでしょうか。	行かない。 一方が、ないで、 は、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、いいで、 に、 に、、 に、	
19	40	護対策要 綱の確実 な遵守	か。 町には元々「自然保護対策要綱」という素晴らしい規 定があり、これが守られていれば、現在のような環境の 悪化も防げていたと思います。 要綱の周知徹底と、これが守られない場合の対策を早 急にお願いしたいです。	の自然保護対策要綱」 の確実な遵守"につい では、町としても課題しており、本計画 (案)に基づき、「軽井 沢町の自然保護対策 要綱」の啓発と必要な 見直し、改定を進めて いきたいと考えていま す。	
20	41	2-2 形 適 創 ④ ち 推 進 製 快 の ま の 推 進	昨年認可された旧軽井沢5地区の景観育成住民協定 (特に旧軽井沢銀座の商業地を含むテニスコート周辺地区)についてですが、ただでさえ元々長屋街である旧軽井沢銀座に、建ペい率80%、容積率200%の都市計画をはめて建て替えが進まないところに、さらに近隣商業や一種住居の空地に建ペい率20%・容積率20%の協定を当て、旧軽井沢銀座の商業地としての自主的発展を妨げる協定として、非常に危機感を感じています。このままでは老朽化した長屋は再建築の道が閉ざされ、現状空地の隣接地を含めた建物の建て替えの道も閉ざされ、ただ老朽化していく長屋街がツギハギで補修されていくだけの、景観的にもみすぼらしい商業地となっていくでしょう。それを町は本当に目指しているのでしょうか?本当に旧軽井沢銀座の景観を守りたいのなら、地区	●景観育成住民協定は、 りまではの のと住民の のと住民の がでありますで のと住民の の人と での がである の人 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			計画や再開発計画を町として決め、特例で建ぺい率容積率の緩和をしたり、壁面ラインや高さを揃えるなどして積極的に整った景観、緑地を作っていくのが筋と思います。単にマンション反対派の圧力に押され、テニスコート周辺地区の協定を認めた町と県には落胆しています。本計画は長期計画と受け止めています。長期的に商業地とその景観、緑化をどう作り、商業地の発展を妨げない建築基準、景観規制とはどういうものか、もう一度ゼロから検討することを強く求めます。	種住居地域にお住いの方もおりますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
21	41		令和5年1月に行われた町長選において、現町長は「用途地域指定を見直し、自然環境とまちなみを守る!」を公約に掲げられました。これは環境保全のために都市計画をも見直す、という非常に意欲的な試みと思います。しかしながら、今回の環境基本計画を見直す、という路みをする計画や目論見が文書のどこにもありませんでした。私は不動産業をしておりますので、都市計画や用途地域指定を非常に気にして仕事をする立場にありませんでした。都市計画や用途地域指定が過去に更新されたことがある事実も知っております。今の用途地域指定されております。かある事実も知っております。今の用途地域指定には現況に合っていないところも散見されます。れているの国道沿いの近隣商業地域、塩沢に指定されているの国道沿いの近隣商業地域、塩沢に指定されている、規模開発を誘引する用途地域指定をしているのは関発を誘引する用途地域指定をしているのにからたかもしれませんが、中軽の近隣商業を役場敷地まで伸ばせば3階建て13mまで建てられ、新庁舎計ののまかもしれませんが、中軽の近隣商業を役場敷地まで伸ばせば3階建て13mまで建てられ、新庁舎計の不要なところと必要なところ、良い市街化の両立を図る。こういう視点も環境基本計画の中には必要なのではないでしょうか。	●環境基本計画は、環境 の保全に関する施策を 総合的かつめにされるもので、後、都直 地で、後、都直 はで、後、都直 で、後、都直 で、後、都直 で、後、都直 で、後、都 で、後、都 で、後、都 で、後、都 で、後、都 で、後、都 で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ で、そ	4
22	41	⑥星空の 確保	町内全体の街灯 LED ライトは、電球色(暖色)を使用し、外灯にも電球色への変更を促します。	● LED 街灯は、長期間の 適正な維持管理(調達 迅速性、多地域に適用 できる汎用性、一般 による再調達コストの抑制)、明るさ等を白色が による再のとしても色のの (昼白色・白色)の照明 を使用します。今 後につきましることから、 環境に配慮したものが 設置できるよう検討い たします。	4

## <3「あるを尽くす」の精神で取り組む資源循環社会の構築>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
23	46	3-1 再資 源化と活 用 ②食品ロスの削減	⟨要望⟩ 食べ残しを減らすこと、生ごみをたい肥化すること以外 に、行政主体の取り組みを検討して欲しい。 食品ロスにはいくつか定義の仕方があるが、フードロス とフードウエイストの総量と言える。食品ロスが発生する場所は フードロス…収穫、貯蔵、食品製造、流通 フードウエイスト…小売店、飲食店、家庭 食べ残しを減らす取り組みは飲食店や家庭での対策 とはなるが、それ以外にはあてはまらない。 〈提案〉 食品ロス削減の対策をしたくても町に情報が集まって いない現状なので、まずは事業者の困りごとなどを聞 き取ることから始めたらどうか。情報があれば、それをも とに予算をつけて事業化につなげることができるので はと思う。 例えば、・コンビニやスーパーなど、規模の大きめな小売店に 対して定期的な聞き取り調査や指導 ・規格外野菜の発生量など、廃棄野菜について農家 を対象に毎年調査 ・飲食店や宿泊施設などの事業者向けの勉強会開催	正処理については事業者の責務と廃棄物処理法で定められており、事業者に対して食品系廃棄物の減量のための具体的な施策を行政主体で行うということは難しいと考えています。周知活動や広報活動などの取り組みにつ	4

### <4 ゼロカーボンシティの実現>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
24	52	4-1 脱炭 素まち推進 ②公等の 通等 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典 の出典	観光シーズンの渋滞とあるが、国道 18 号線等の主要な道路は、通年において渋滞が発生している。特に軽井沢一中軽井沢間は交差点各所で大渋滞している。これに対して行政や事業者の取組として「渋滞対策を検討する」「パークアンドライドの活用を促進」とあるが、それだけでは呼びかけに過ぎず心許ない印象を受ける。そこでもう一つ取組として、環状交差点の増加を提案する。軽井沢には既に数ヶ所設置されているが、より多くの交差点で導入すべきだと考える。これにより自動車の停止回数が減少し、交通がより円滑になる。また渋滞も減少し、渋滞によって発生する不必要な多大な二酸化炭素を減らすことが出来る。加えて信号機のように電力を使わないため省エネという面でも効果を見込める。	●ご指は、 をおり、一ででは、 をおり、一ででは、 をおり、一ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1
25	52	②公共交 通等の利 用促進	同条規定では、規模如何にかかわらず事業者に一律の責務を求めているが、大規模事業者(多数の訪問者を受け入れ、広大な駐車場を有する企業、例えば、ホテル、ショッピングセンター、スーパーマーケット、スポーツ競技場)には、環境保全に対し、規模相応の責務を求めるべきである。 それらを訪れる車が排気ガス並びに交通渋滞をもたらすと同時に、周囲生活圏の環境に多大な影響を与えている。また、当地を訪れる観光客からも毎年の交通	●公共交通等の利用促進、渋滞の緩和による環境負荷軽減は業種、規模等に関わらず事業者における対策は必要と考えています。ご提案があった対策案を含め、引き続き、渋滞緩和策や新たな公共交	2

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
26	54	4-ル給上①~エーの 根太 末 自 向 上 陽	渋滞に対しクレームが来ていること は、観光経済課の 調査からも裏付けられている。 一方、平成 30 (2018)年、軽井沢町は京都、鎌倉、神 戸と共に国交省プロジェクト (エリア観光渋滞対策の 乗りま力ト)に参加。前記 4 都市は交通では 年間交通量調査を終え、渋滞解消対策の具体案等 作業に取り組んでいる。軽井沢以外の3 都市は、 年間で通量調査を終え、渋滞解消対策の具体案に で業に取り組んでいる。軽井沢はスタートが遅くロ ナ禍に遭遇、その間の交通量調査資料では平年度の 基礎資料としての価値が無く振り出しに戻っている。 上記状況を考慮すると、頭書基本計画に於いて大規 の解消努力を求めるべきである。コロナ以を明記し、年間 の解消努力を求めるべきである。コロナ以を阻止する ためにも、ゼロカーボン宣言都市として、交通渋いた ためにも、ゼロカーボン宣言都市として、交通渋いだ ろう。 交通渋滞は公害であり、その解消が最大且つ有効な 手段となる。その実行手段として、前述の大規模町だ ろう。 交通渋滞は公害であり、その解消が最大且の精力を除く)、目的としてゼロカーボンシティー実現を附 にする(18 号線バイパスを除く)、監視カメラの設置。 (3)流入車両の総量規制であり、新幹線料金と比べ、 安上がりという安易な発想を許すべきでない。ドイツの町では、鉄道の利用を促し、クルマの町への侵入を 認めず、土曜日曜及び連体を当面の施策とする。 太陽光発電設備の設置を推進するとのことで、「野立 ての設備も含め、使用済み太陽光発電設備は適正に 処理します。」とあることに対して。 近所の新築住宅では野立ての太陽光パネルが設置されましたが、発電効果を高めるためか、道路沿いらら 庭にかけての高木が伐採され、道路を通行する者と ては強い陽射しを受けることになってしまいました。 周辺の気温も明らかに上昇しているものと思われま	● ご指摘を検討していきます。 ● ご指摘の事例は、敷もするを検討していきます。 「おのると考えらい備をと考えらいのであると発電は、いったのであると発電は、いったのであると発いいで、まれていきます。また、こまり、他力であるとおり、他力であるとおり、他力であるとおり、他力ではあったより、他力ではあった。また、こまり、他力ではない。また、こまり、他力ではない。また、こまり、他力ではない。また、こまり、他力ではない。また、こまり、他力ではない。また、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	1
07			す。こうした例も含め、太陽光発電が自然環境のバランスにとって最も効果的なものなのかを常に検討する必要があるのではないかと思います。 気温上昇させる原因を作りながら、エアコンを使って快適な環境を手に入れようとするのは本末転倒。 クリーンエネルギーを使って発電したものなら、いくら使ってもいいという発想ではなく、軽井沢は極力エネルギーを使わない暮らしが出来る町という発想で環境整備に取り組んでいただきたいと考えます。	ネルギーを使わない"という観点から少エネ化対策を推進していきます。	
27	54	②生れ可ル利用拡大の利用拡大	ます。」とあることに対して。 貯木場に違法に伐採された木材が運び込まれること	● 貯木場へ持ち込みができる木材については制限を設けております。持ち込みできるものは所有地の庭整備等により発生する樹木幹及び剪定枝のみであり、開発による伐採樹	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
				木といった産業廃棄物	
				にあたる材は受け入れ	
				ておりません。また常駐	
				の職員による伐採場所	
				や持ち込み量のチェッ	
				クを実施しているほか、	
				初めての利用者、業者	
				による搬入は利用案内	
				の配布、委任状の有無	
				についても確認をして	
				おります。町内木質資	
				源の循環利用促進の	
				ため、引き続き利用者	
				の皆様への周知を行う	
				とともに、貯木場の適正	
				な運営に努めてまいり	
				ます。	

## <5 参加と連携による町全体での取組の推進>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
28	58	5-1 環境	人材育成や環境の研究調査に取り組むための基盤づ	● 豊かな自然環境を求め	2
		学習•環境	くりとして、「軽井沢ビジターセンター」を追加計画して	て、多くの人が軽井沢	
		教育の推	頂きたい。	町へ訪れていながら、	
		進	主な目的は、町内で育つ子供たち未来、環境リーダ	その自然環境を紹介す	
		③環境活	ーや環境プロフェッショナルとしての職に就きたいと考	る「ビジターセンター」	
		動を担う人	えてほしいから。そして、大学や博物館等の研究機	的な施設が存在してい	
		材の育成	関・研究者と共に、軽井沢の環境基盤、国内トップの	ないことは課題と認識し	
			生物多様性、共生共創モデル地域となるように充実さ	ています。今後、そのよ	
			せたい。	うな性格と機能を有す	
			「捕獲採取…危機」という言葉や「動植物はとらない」	る施設の整備を検討し	
			がありますが、里山保全や森林整備を長期活動で行	ています。	
			い、子供たちに生物多様性を指導する立場から申し	→33 ページ (取組の	
			上げますと、どのような行為が生態系にとって悪いこと	方向性)1-3 人と自然	
			であるかを理解できる教育が大切であると考えます。	のふれあいの場と機会	
			先ずは子供たちの自由を尊重、時には失敗することも	の充実 ①自然を知る	
			大切であり、様々な行為行動に対して禁止や規制す	拠点整備と機会の創出	
			ることは、指導者育成の妨げとなり得る場合も多くあり		
			ます。P025 に「草原に生息・生育する動植物はあまり		
			みられなくなった」と記載がありますが、これらは金銭		
			的豊かさを追い求めた結果と言えます。優れた人間		
			(リーダー)とは失敗を恐れず積み重ね、最後に正解		
			を導き出すことが出来る人だと思います。		

## 第3章 計画の進行管理

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
29	60	2 進行管 理の方法	p60の PDCAの説明には、目標管理の説明がありますが、新たな環境変化があった場合は、新たな目標は策定されることになりますか。		
30	60	2 進行管 理の方法	当初案への意見に対する行政の対応まで公表し、2 回目の意見募集行う努力を重ねる姿勢は素晴らしいと 感じます。 1回目でも意見が寄せられていますが、計画の進行管	● (意見 No.4 と同じ) 生物多様性の把握に ついて、定期的なモニ タリングは重要と考えて	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			理について5年後の見直しでは手遅れになる事象が	おり、ご意見のありまし	
			多発する懸念があります。	た、町民参加型の調査	
			毎年住民が進捗状況を把握できる体制を整えるべき	につきましては、今後、	
			です。	生物多様性地域戦略	
			(一例として、生物多様性について現状把握とモニタリ	を見据え実施する動植	
			ングなど最たるもの。)	物の現況調査の中でも	
			「自然保護対策要綱の確実な遵守」を謳っています	実施しながら住民の機	
			が、現況は大変厳しく、要綱のままで(条例化不要)さ	運醸成を図るとともに、	
			らに環境保全に踏み込んだ対策が急務と考えます。	継続して実施していき	
			当町では、基本計画にかかわる活動を展開する団体	たいと考えています。	
			(登録、非登録にかかわらず。)や個人が数多く存在し	●また、環境を保全し、快	
			ています。	適な軽井沢町を築くた	
			計画策定後に向けて、上記の皆さんとの連携を強化し	めには、町に関わる全	
			たうえで、より良い環境を後世に残せるような協働事業	ての人が町の環境に関	
			を模索されることを期待します。	心を持ち、それぞれの	
				立場で協力し、連携し	
				ていくことが必要不可	
				欠です。子どもから大	
				人まで、あらゆる世代が	
				連携し、協働して取り組	
				む機会と場を創出した	
				いと考えています。	

# その他の意見

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
31	_	_	町づくりについての行政の取り組みとして、星空を守る ために民間企業と共同して新たな街路灯を開発した 岡山県美星町や、次世代型路面電車を導入した栃木 県宇都宮市など、全国に先駆けた大胆な発想を持っ て、軽井沢の自然・環境・景観を守り、継承していただ きたいと願っています。	参考とさせていただき	5